

平成30年8月3日

住宅局建築指導課

## エレベーターの戸開走行保護装置に係る国土交通大臣認定仕様への不適合について

- エス・イー・シーエレベーター（株）、三菱電機（株）、横浜エレベータ（株）、日本オーチス・エレベータ（株）及び三精テクノロジーズ（株）が設置したエレベーター198台の戸開走行保護装置<sup>※1</sup>について、国土交通大臣認定（以下、「大臣認定」という。）仕様に適合していないことが判明しました<sup>※2</sup>。
- 国土交通省は、各社から、これら不適合となっている戸開走行保護装置について、安全性に問題はない旨の報告を受けています。
- 国土交通省は、各社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正措置の迅速・円滑な実施等を指示しました。

※1 エレベーターに設ける安全装置の一つで、駆動装置又は制御器に故障が生じ、かごの停止位置が著しく移動した場合又はかご及び昇降路の戸がすべて閉じる前にかごが昇降した場合に自動的にかごを制する装置（建築基準法施行令第129条の10第3項第1号）（別添参照）。

※2 昨年、エレベーターの戸開走行保護装置に係る大臣認定の仕様に適合しないエレベーターが設置されていた事態が相次いで判明したことを受け、国土交通省において、戸開走行保護装置に係る大臣認定取得者に対し、取得している大臣認定の仕様と設置した製品の仕様が適合しているかどうかについて、昨年12月に一斉点検の実施を要請し、その結果判明したものを。

## 1. 事案概要

## (1) 不適合の概要

以下の表のとおり、エレベーターの戸開走行保護装置に係る大臣認定を取得している各社が、当該大臣認定の仕様に適合していない製品を設置していたことが判明しました（不適合の内容は別紙参照）。

	エス・イー・シーエレベーター（株）	三菱電機（株） <sup>※3</sup>	横浜エレベータ（株）	日本オーチス・エレベータ（株） <sup>※4</sup>	三精テクノロジーズ（株）	合計
仕様不適合のあった製品の設置台数	84台	38台	35台	27台	14台	198台

※3 三菱電機（株）は、横浜エレベータ（株）から製品の供給を受けて設置。

※4 旧オーチス・エレベータサービス（株）が設置したものを含む。

## (2) 安全性について

国土交通省は、各社に対し、不適合となっているエレベーターについて、至急、安全性の確認を行うよう指示し、各社より、指定性能評価機関<sup>※5</sup>より安全性に問題はない旨の見解を得たと報告を受けているところです。

※5 （一財）日本建築設備・昇降機センター、（一財）ベターリビング又は（一財）日本建築センター

(3) 不適合のあったエレベーターの是正等の方針について

国土交通省は、各社より、不適合の解消のため、大臣認定仕様に適合させるための改修を行う又は新たな大臣認定を取得する方針との報告を受けています（不適合は一部解消済）。

2. 国土交通省の対応

国土交通省は、各社に対し、所有者への早急かつ丁寧な説明、是正措置の迅速・円滑な実施、相談窓口の設置、原因究明及び再発防止策の提出を指示しました。

3. 相談窓口

(1) 各社において、以下の窓口が設置されています。

各社窓口	電話番号	受付時間
エス・イー・シーエレベーター(株) 営業統括部	03-5256-1171	9:30-17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）
三菱電機(株)ビルシステム事業本部ビル事業部昇降機営業技術部	03-3218-4110	9:00-17:30（土日、祝休日、年末年始を除く）
横浜エレベータ(株)サービス部	045-662-5023	9:00-17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）
日本オーチス・エレベータ(株) セールスサポートセンター行政支援室	03-5981-0316	9:00-17:30（土日、祝休日、年末年始を除く）
三精テクノロジーズ(株)品質保証部	06-6393-5653	9:00-17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）

(2) (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいて、次の住宅相談窓口（愛称：住まいるダイヤル）が設置されています。

電話番号 0570-016-100（PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147）

受付時間 10:00-17:00（土日、祝休日、年末年始を除く）

(問い合わせ先) 国土交通省住宅局建築指導課企画専門官	菅原 (内線39-564)
	課長補佐 鳥枝 (内線39-513)
	動力・設備係長 矢吹 (内線39-576)
(代表) 03-5253-8111	(夜間直通) 03-5253-8951 (ファックス) 03-5253-1630

## 大臣認定仕様への不適合のあった大臣認定番号・不適合の内容等

## ① エス・イー・シーエレベーター(株)

大臣認定番号	不適合の内容 【認定仕様→設置品仕様】	不適合による影響と安全性の確認	台数
ENNNUN-0282	かご自重 【300～1000kg→1150kg】	かご自重が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	4台
ENNNUN-0283	かご自重 【450～1500kg→ 1600, 1650, 1700, 1800, 1900kg】	同上	16台
ENNNUN-0381	昇降行程※6 【48m以下→51.2m】	昇降行程が大臣認定仕様よりも長く、主索の自重により、かご側と釣合おもり側との重量バランスが変わり、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台
ENNNUN-1369	かご自重 【500～800kg →850, 870, 880, 900kg】	かご自重が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	58台
ENNNUN-1371	定格積載量※7 【600～750kg→800, 1000kg】	定格積載量が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	3台
	かご自重 【700～1500kg→1920kg】	かご自重が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台
ENNNUN-1732	かご自重 【500～800kg→850kg】	同上	1台

※6 昇降行程：最下階床面と最上階床面の垂直距離。

※7 定格積載量：法令の規定により、かごの床面積から算定される積載荷重により定まる質量。

## ② 三菱電機(株)

大臣認定番号	不適合の内容 【認定仕様→設置品仕様】	不適合による影響と安全性の確認	台数
ENNNUN-0273	ブレーキドラム、ブレーキアームの材質 【FC300相当→FC200相当】※8	ブレーキドラム等の材質の引張強さ等が大臣認定仕様よりも小さいが、十分な強度を有することが確認された。	24台
ENNNUN-0274	ブレーキドラム、ブレーキアームの材質 【FC300相当→FC200相当】	ブレーキドラム等の材質の引張強さ等が大臣認定仕様よりも小さいが、十分な強度を有することが確認された。	14台

※8 「JIS G 5501 ねずみ鋳鉄品」に規定する材料の種類の記号。

③横浜エレベータ(株)

大臣認定番号	不適合の内容 【認定仕様→設置品仕様】	不適合による影響と安全性の確認	台数
ENNNUN-0273	ブレーキドラム、ブレーキアームの材質 【FC300相当→FC200相当】	ブレーキドラム等の材質の引張強さ等が大臣認定仕様よりも小さいが、十分な強度を有することが確認された。	25台
ENNNUN-0274	ブレーキドラム、ブレーキアームの材質 【FC300相当→FC200相当】	ブレーキドラム等の材質の引張強さ等が大臣認定仕様よりも小さいが、十分な強度を有することが確認された。	10台

④日本オーチス・エレベータ(株)

大臣認定番号	不適合の内容 【認定仕様→設置品仕様】	不適合による影響と安全性の確認	台数
ENNNUN-0180	オーバーバランス率 <sup>※9</sup> 【45%→47.5%】	釣合おもりの質量が20kgほど大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	2台
ENNNUN-0181	オーバーバランス率 【45%→47.5%】	同上	4台
ENNNUN-0182	オーバーバランス率 【47.5%→45%】	釣合おもりの質量が20kgほど大臣認定仕様よりも小さく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	2台
ENNNUN-0866	速度監視装置 <sup>※10</sup> の検出速度 【7.2m/分→18m/分】	異常運転の検出速度が大臣認定仕様より大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	4台
ENNNUN-1037	速度監視装置の検出速度 【7.2m/分→18m/分】	同上	2台
ENNNUN-1653	特定距離感知装置 <sup>※11</sup> の仕様 【床位置±60mm→±75mm】	特定距離の範囲が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台
ENNNUN-2125	制御盤の仕様	制御盤が別の大臣認定の仕様のエレベーターのものであり、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台
	定格積載量 【300～750kg→850kg】	定格積載量が大臣認定仕様よりも大きく、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台

ENNNUN-2291	ブレーキの仕様	ブレーキが別の大臣認定の仕様であり、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	4台
ENNNUN-0648	釣合鎖 <sup>※12</sup> の単位質量 【2.13kg/m→2.26kg/m】	釣合鎖の質量が大臣認定仕様と異なり、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	1台
	乗場戸スイッチ <sup>※13</sup> の構造	スイッチの構造が大臣認定仕様と異なるが、接点の溶着等により戸の開閉状況を誤検知するおそれがない構造であることが確認された。	1台
ENNNUN-0649	釣合鎖の単位質量 【3.73kg/m→2.83, 3.36kg/m】 【1.68kg/m→2.26kg/m】	釣合鎖の質量が大臣認定仕様と異なり、戸開走行保護装置作動時にかごが停止するまでの走行距離が長くなる可能性があったが、許容値以下に収まることが確認された。	4台

※9 オーバーバランス率：釣合おもりの質量を定めるために用いる値。

(釣合おもりの質量) = (かご自重) + (積載質量) × (オーバーバランス率)

※10 速度監視装置：かご停止時の乗客の乗降等による荷重の変動等によりかごが着床位置から外れた場合には、自動的に元の着床位置に戻す補正運転が行われるが、その際にかごの速度がある値以上であることを検出するとかごを停止する装置。

※11 特定距離感知装置：かごが乗場床面から上下に特定の距離を超えて移動したことを感知する装置。

※12 釣合鎖：昇降行程が長いエレベーターにおいて、かごの位置によって変動する主索等の質量の影響を相殺するために、かごと釣合おもりの間に吊り下げる鎖。

※13 乗場戸スイッチ：乗場の戸の開閉状況を検知する装置。スイッチの接点が万が一溶着した場合でも機械的な力により強制的に接点を開かせる構造であるか、複数のスイッチを設け、そのいずれかが故障した場合に当該故障を検知し、かごを制止する機能を有する必要がある。

### ⑤三精テクノロジーズ(株)

大臣認定番号	不適合の内容 【認定仕様→設置品仕様】	不適合による影響と安全性の確認	台数
ENNNUN-1293	ブレーキディスクの材質 【JIS H 4000 A2014-T6 →JIS H 4040 A2017-T4】	ブレーキディスクの材質の引張強さ等が大臣認定仕様よりも小さいが、十分な強度を有することが確認された。	9台
ENNNUN-1296	ブレーキディスクの材質 【DIN EN 573-3 EN AW-ALSi1MgMn →DIN EN 1706 GD-ALSi8Cu3】 <sup>※14</sup>	同上	5台

※14 ドイツ国家規格における材料の種類の記事。